

地域医療介護総合確保基金（医療分）の標準単価

事業区分	対象経費	標準単価
地域医療支援センター運営事業	専任医師及び専従職員の人件費	専任医師 1 人当たり 12,548千円 専従職員 1 人当たり 3,899千円
	事業に必要な経費	年額 27,207千円
救急勤務医支援事業	休日・夜間に救急対応を行う医師に支払われる救急勤務医手当	1 人 1 回当たり 休日昼間 6,785円 夜間 9,330円
小児救急電話相談事業	小児救急電話相談事業・協議会に必要な経費	(活動費) 午後 6 時から翌日午前 8 時までの間 54,200円×実施日数(8 時間以上実施) 午前 8 時から午後 6 時までの間 54,200円×実施日数(8 時間以上実施) (運営経費) 1,984千円 (協議会経費) 333千円
小児救急地域医師研修事業	小児救急地域医師研修事業・協議会に必要な経費	(研修経費) 1 地区当たり 273千円 (協議会経費) 1,012千円
小児救急医療体制整備事業 小児救急医療支援事業	小児救急医療支援事業に必要な給与費、報償費	(常勤の体制) 休日・夜間 1 地区当たり 26,310(13,150)円×診療日数 夜間加算 1 地区当たり 19,782円×診療日数 小児救急電話相談実施加算 1 地区当たり 14,838円×診療日数 (オンコール体制) 1 地区当たり 13,570円×診療日数
小児救急医療体制整備事業 小児救急医療拠点病院運営事業	小児救急医療拠点病院運営事業に必要な給与費、報償費	(常勤の体制) 35,926千円×運営月数/12 夜間加算 3,520千円×運営月数/12 小児救急電話相談実施加算 6,781千円×運営月数/12 (オンコール体制) 12,403千円×運営月数/12
救急医療専門領域医師研修事業	救急医療専門領域医師研修事業に必要な経費	研修 1 分野当たり 1,595千円
小児集中治療室医療従事者研修事業	小児集中治療室医療従事者研修事業に必要な経費	12,612千円
新生児医療担当医確保支援事業	新生児担当医手当等	新生児 1 人当たり 10,000円
医師派遣等推進事業	都道府県医療対策協議会が医師派遣の調整等を行う場合に必要となる経費	3,000千円
	派遣先医療機関が派遣医師を受け入れるための準備に必要な経費	受入医師 1 人当たり 150千円
	当該医療機関における直近の決算数値により算出される医師 1 人 1 月当たりの経常利益相当額に派遣医師ごとに派遣月数を乗じて得た額	派遣医師 1 人当たり 1,250千円×派遣月数
	派遣医師が派遣後に海外研修等に参加する自己研鑽に必要な経費	派遣医師 1 人当たり 2,064千円
女性医師等就労支援事業	復職のための受入医療機関の紹介等を行う受付・相談窓口業務に必要な経費、復職研修及び職場環境整備に必要な経費	(相談窓口経費) 7,093 千円 (病院研修及び就労環境改善経費) 1 か所あたり 11,140千円
産科医等確保支援事業	分娩手当等	1 分娩当たり 10千円
産科医等育成支援事業	研修医手当等	1 人 1 月当たり 50千円

地域医療介護総合確保基金（医療分）の標準単価

事業区分	対象経費	標準単価
看護職員資質向上推進事業	看護職員資質向上推進事業の実施に必要な経費	看護教員継続研修事業 1,219千円 実習指導者講習会 2,493千円 中堅看護職員実務研修 （短期研修）1実施単位当たり 604千円 （中期研修）1か所当たり 3,192千円 専門分野（がん・糖尿病）における質の高い看護師育成事業 （がん）1,966千円 （糖尿病）1,966千円 協働推進研修事業 1か所当たり5,434千円 潜在看護職員復職研修事業 （潜在看護職員研修）1か所当たり 1,481千円 （潜在助産師研修）1か所当たり 1,481千円 院内助産所・助産師外来助産師等研修事業 1,801千円 看護教員養成講習会事業 （看護教員養成講習会）定員30名まで6,719千円、定員30人以上1名増毎に224千円 （教務主任養成講習会）606千円／定員1名毎 （保健師・助産師教員養成講習会）280千円／定員1名毎 （他県受入加算）40千円／1名毎 看護職員専門分野研修 （看護職員専門分野研修）98千円／定員1名毎 （認定看護師追加研修）110千円／定員1名毎
看護師等養成所運営事業 （保健師養成所運営事業）	専任教員給与費、添削指導員給与費、部外講師謝金、専任事務職員給与費、実習施設謝金 等	基準額A及び基準額Bの合計額 （1）基準額A ア 養成所1か所当たり 9,070千円 イ 総定員が20人を超える養成所において専任教員分として定員20人増すごとに 2,061千円 ウ 事務職員分として1か所当たり 536千円 エ 生徒数に1人当たり13千円を乗じて得た額 （2）基準額B ア 新任看護教員研修事業実施施設 受講者1人当たり 340千円 イ 看護教員養成講習会参加促進事業実施施設 受講者1人当たり 147千円
看護師等養成所運営事業 （助産師養成所運営事業）	専任教員給与費、添削指導員給与費、部外講師謝金、専任事務職員給与費、実習施設謝金 等	基準額A及び基準額Bの合計額 〈1年間で教育を行うもの〉 （1）基準額A ア 養成所1か所当たり 9,070千円 イ 総定員が20人を超える養成所において専任教員分として定員20人増すごとに 2,061千円 ウ 事務職員分として1か所当たり 536千円 エ 生徒数に1人当たり142千円を乗じて得た額 （2）基準額B ア 新任看護教員研修事業実施施設 受講者1人当たり 340千円 イ 看護教員養成講習会参加促進事業実施施設 受講者1人当たり 147千円 ウ 助産師学生実践能力向上事業実施施設 1か所当たり 4,510千円 〈2年間で教育を行うもの〉 （1）基準額A ア 養成所1か所当たり 4,535千円 イ 総定員が20人を超える養成所において専任教員分として定員20人増すごとに 1,030千円 ウ 事務職員分として1か所当たり 268千円 エ 生徒数に1人当たり142千円を乗じて得た額 （2）基準額B ア 新任看護教員研修事業実施施設 受講者1人当たり 340千円 イ 看護教員養成講習会参加促進事業実施施設 受講者1人当たり 147千円 ウ 助産師学生実践能力向上事業実施施設 1か所当たり 4,510千円

地域医療介護総合確保基金（医療分）の標準単価

事業区分	対象経費	標準単価
看護師等養成所運営事業 (看護師(3年課程)養成所運営事業)	専任教員給与費、添削指導員給与費、部外講師謝金、専任事務職員給与費、実習施設謝金等	基準額A及び基準額Bの合計額 (全日制) (1) 基準額A ア 養成所1か所当たり 17,751千円 イ 統合カリキュラム実施施設 7,419千円 ウ 総定員が120人を超える養成所において 専任教員分として定員30人増すごとに 2,061千円 エ 事務職員分として1か所当たり 536千円 オ 生徒数に1人当たり 16千円 を乗じて得た額 カ へき地等の地域における養成所に対する 重点的支援事業実施施設1か所当たり 1,087千円 (2) 基準額B ア 新任看護教員研修事業実施施設 受講者1人当たり 340千円 イ 看護教員養成講習会参加促進事業実施施設 受講者1人当たり 147千円 (全日制であって4年間で教育を行うもの及び定時制) (1) 基準額A ア 養成所1か所当たり 13,313千円 イ 総定員が120人を超える養成所において 専任教員分として定員30人増すごとに 1,546千円 ウ 事務職員分として1か所当たり 402千円 エ 生徒数に1人当たり 16千円 を乗じて得た額 カ へき地等の地域における養成所に対する 重点的支援事業実施施設1か所当たり 1,087千円 (2) 基準額B ア 新任看護教員研修事業実施施設 受講者1人当たり 340千円 イ 看護教員養成講習会参加促進事業実施施設 受講者1人当たり 147千円
看護師等養成所運営事業 (看護師(2年課程)養成所運営事業)	専任教員給与費、添削指導員給与費、部外講師謝金、専任事務職員給与費、実習施設謝金等	基準額A及び基準額Bの合計額 (全日制) (1) 基準額A ア 養成所1か所当たり 15,265千円 イ 総定員が80人を超える養成所において 専任教員分として定員30人増すごとに 2,061千円 ウ 事務職員分として1か所当たり 536千円 エ 生徒数に1人当たり 18千円 を乗じて得た額 オ へき地等の地域における養成所に対する 重点的支援事業実施施設1か所当たり 1,004千円 (2) 基準額B ア 新任看護教員研修事業実施施設 受講者1人当たり 340千円 イ 看護教員養成講習会参加促進事業実施施設 受講者1人当たり 147千円 (定時制) (1) 基準額A ア 養成所1か所当たり 11,449千円 イ 総定員が120人を超える養成所において 専任教員分として定員30人増すごとに 1,546千円 ウ 事務職員分として1か所当たり 402千円 エ 生徒数に1人当たり 18千円 を乗じて得た額 オ へき地等の地域における養成所に対する 重点的支援事業実施施設1か所当たり 1,004千円 (2) 基準額B ア 新任看護教員研修事業実施施設 受講者1人当たり 340千円 イ 看護教員養成講習会参加促進事業実施施設 受講者1人当たり 147千円 (通信制) (1) 基準額A ア 養成所1か所当たり 17,950千円 イ 総定員が500人を超える養成所において 専任教員分として定員100人増すごとに 2,061千円 ウ 総定員が500人を超える養成所において 添削指導員分として定員100人増すごとに 1,835千円 エ 事務職員分として1か所当たり 536千円 オ 生徒数に1人当たり 4千円 を乗じて得た額 (2) 基準額B ア 新任看護教員研修事業実施施設 受講者1人当たり 340千円 イ 看護教員養成講習会参加促進事業実施施設 受講者1人当たり 147千円

地域医療介護総合確保基金（医療分）の標準単価

事業区分	対象経費	標準単価
看護師等養成所運営事業 (准看護師養成所運営事業)	専任教員給与費、添削指導員給与費、部外講師謝金、専任事務職員給与費、実習施設謝金 等	基準額A及び基準額Bの合計額 (1) 基準額A ア 養成所1か所当たり 8,866千円 イ 総定員が80人を超える養成所において専任教員分として定員30人増すごとに 2,061千円 ウ 事務職員分として1か所当たり 536千円 エ 生徒数に1人当たり13千円を乗じて得た額 オ ヘキ地等の地域における養成所に対する重点的支援事業実施施設1か所当たり 973千円 (2) 基準額B ア 新任看護教員研修事業実施施設 受講者1人当たり 340千円 イ 看護教員養成講習会参加促進事業実施施設 受講者1人当たり 147千円
看護師等養成所運営事業 (看護師養成所3年課程導入促進事業)	専任教員給与費、事務職員給与費 等	専任教員等配置経費1か所当たり 9,326千円
看護師等養成所運営事業 (助産師養成所開校促進事業)	専任教員給与費 等	専任教員配置経費1か所当たり 3,710千円
看護師等養成所運営事業 (看護師養成所修業年限延長促進事業)	専任教員給与費 等	専任教員配置経費1か所当たり 3,710千円
新人看護職員研修事業	新人看護職員研修事業の実施に必要な経費 医療機関受入研修事業の実施に必要な経費	新人看護職員研修事業 (研修経費) 新人看護職員が1名のとき 440千円 ・新人保健師研修又は新人助産師研修を含む場合 586千円 新人看護職員が2名以上のとき 630千円 ・新人保健師研修又は新人助産師研修を含む場合 776千円 ・新人保健師研修及び新人助産師研修を含む場合 922千円 (教育担当者経費) 215千円/新人看護職員5人毎 (医療機関受入研修事業) 1名～4名 113千円 5名～9名 226千円 10名～14名 566千円 15名～19名 849千円 20名以上 1,132千円 20名以上1名増す毎に45千円
	多施設合同研修事業の実施に必要な経費 研修責任者等研修事業の実施に必要な経費 新人看護職員研修推進事業の実施に必要な経費	多施設合同研修事業 (新人看護職員合同研修) 1,009千円 (新人助産師合同研修) 1,009千円 研修責任者等研修事業 (研修責任者研修) 1,171千円 (教育担当者研修) 1,171千円 (実地指導者研修) 1,171千円 新人看護職員研修推進事業 (協議会経費) 2,307千円 (アドバイザー派遣経費) 170千円/1か所
病院内保育所運営事業	病院内保育所の運営に必要な給与費、委託料 (給与費に該当するもの)	(基本額－保育料収入相当額)×負担能力指数による調整率 基本額 1(2、4、6)人×237,400円×運営月数 (加算額) 24時間保育 30,750円×運営日数 病児等保育 278,340円×運営月数 緊急一時保育 27,210円×運営日数 児童保育加算 14,760円×運営日数 休日保育加算 15,270円×運営日数
看護職員確保対策特別事業	総合的な看護職員確保対策特別事業に必要な経費	43,684千円
訪問看護推進事業	訪問看護推進協議会及び事務局の運営に必要な経費、実態調査に必要な経費 訪問看護事業所・医療機関に勤務する看護師の相互研修の実施に必要な経費 在宅医療普及啓発事業の実施に必要な経費	訪問看護推進協議会 (訪問看護推進協議会経費) 298千円 (事務局経費) 2,385千円 (実態調査費) 244千円 訪問看護事業所・医療機関に勤務する看護師の相互研修 (訪問看護事業所の看護師の研修) 685千円 (医療機関の看護師の研修) 316千円 (訪問看護事業所間の相互研修) 508千円 在宅医療普及啓発事業 (フォーラム等開催費) 198千円 (普及啓発パンフレット作成等経費) 68千円

地域医療介護総合確保基金（医療分）の標準単価

事業区分	対象経費	標準単価
看護職員の就労環境改善事業	就業環境改善相談・指導者派遣事業の実施に必要な経費 就労環境改善研修事業の実施に必要な経費	(就業環境改善相談・指導者派遣事業) 総合相談窓口設置経費 3,911千円 アドバイザー派遣経費 684千円 (就労環境改善研修事業) 824千円
	就労環境改善支援事業の実施に必要な経費	(就労環境改善支援事業) 2,291千円
看護補助者活用推進事業	看護補助者活用推進事業に必要な経費	1医療圏あたり 328千円
在宅歯科医療連携室整備事業	在宅歯科医療連携室整備事業に必要な経費	4,058千円
看護師等養成所初年度設備整備事業	標本、模型及び教育用機械器具等の購入費	21,735千円
看護師等養成所教育環境改善設備整備事業	看護師等養成所の在宅看護実習室に必要な備品購入費	2,650千円
院内助産所・助産師外来設備整備事業	院内助産所・助産師外来開設のための設備整備として必要な医療機器等の備品購入費	3,811千円
在宅歯科診療設備整備事業	在宅歯科診療に必要な医療機器等の備品購入費	3,638千円
がん診療施設設備整備事業	がん診療施設として必要ながんの医療機器及び臨床検査機器等の備品購入費	31,500千円
医学的リハビリテーション施設設備整備事業	医学的リハビリテーション施設として必要な医療機器の備品購入費	10,500千円
歯科衛生士養成所初年度設備整備事業	標本、模型及び教育用機械器具の購入費	11,000千円
在宅介護者への歯科口腔保健推進設備整備事業	口腔のケアに必要な歯科医療機器等購入費	1,432千円
地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設整備事業	医療機関の施設整備費用(新築、増改築)	1㎡当たり 484千円

※ 上記に記載の無い事業の実施に当たっても、標準単価や類似の補助金の交付要綱等を参考に適切な単価設定を行うこととする。